

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様へ（お知らせ）

東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。
このたび厚生労働省より特別措置が示されましたのでお知らせいたします。

1、被保険者証について

被災により被保険者証を紛失された場合は氏名・生年月日・事業所名及び健康保険組合名を申し出ることにより医療機関を受診することができます。

また、当健康保険組合へ申請いただければ速やかに再交付いたします。

2、特例措置の対象となる一部負担金の猶予について

保険医療機関等での以下の一部負担金等の支払いは、猶予されます。

なお、取扱いの期間については当面、5月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、5月末日まで徴収を猶予いたします。

詳細については直接、当健康保険組合までお問い合わせ下さい。

（対象となる一部負担金等）

- ・ 一部負担金
- ・ 食事療養標準負担額
- ・ 生活療養標準負担額
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額

3、保険料の納付期限延長と納付猶予について

被災された事業所および任意継続被保険者の方について、被害状況に応じて保険料の納付期限の延長または納付の猶予をいたします。